

会津若松地方広域市町村圏整備組合監査等実施要領

(平成 28 年 3 月 25 日決裁)

(平成 29 年 3 月 29 日決裁)

(平成 30 年 2 月 21 日決裁)

(平成 31 年 4 月 16 日決裁)

(令和 2 年 3 月 27 日決裁)

(令和 4 年 3 月 22 日決裁)

(令和 5 年 3 月 27 日決裁)

(令和 7 年 6 月 30 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に関する規程（令和 2 年監査委員告示第 号。以下「監査基準」という。）第 25 条の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定期監査等)

第 2 条 監査基準第 3 条第 2 項に規定する定期監査及び随時監査並びに同条第 1 項第 2 号に規定する行政監査又は同項第 5 号に規定する財政援助団体等に対する監査の実施に当たっては、監査実施日（対面監査・現地調査・公有財産又は備品調査日のいずれか早い日をいう。）の 20 日前までに、監査の対象、範囲、期日等を管理者に通知するものとする。ただし、緊急の必要により随時監査又は行政監査を行うときは、この限りでない。

2 前項に規定する監査の実施に当たっては、監査基準第 12 条第 4 項に規定する実施計画及び全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に基づき、必要な調査を行うものとする。

3 前項に定める調査においては、必要に応じて監査等調書（第 1 号様式）により調査事項をまとめ、対面監査時に関係所属長から説明を聴取し、監査等調書を取りまとめて整理するものとする。

4 監査基準第 18 条に基づく講評は、前項の監査等調書に基づき行うものとする。

(工事監査の対象基準)

第 3 条 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条に規定する技術士に工事技術調査を委託して行う場合の工事監査の対象は、設計額が比較的高額（概ね 30,000 千円以上）な工事等（調査、設計、工事監理又は事業の維持管理等を含めて発注するものを含む。）で、

技術的に難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね 50%前後のものから、適宜、選択する。ただし、工事進捗率については、施工過程において監査の実施が有効と判断される場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定の適用にあたって、関連して工事監査の実施が有効と判断する場合は、施工が完了している工事等であっても、工事監査の対象に含めることができる。

(例月現金出納検査)

第 4 条 監査基準第 3 条第 1 項第 9 号に規定する例月現金出納の検査は、毎月の末日（ただし対面検査は隔月 27 日（その日が会津若松地方広域市町村圏整備組合の休日を定める条例（平成 2 年会津若松地方広域市町村圏整備組合条例第 1 号）に規定する休日に当たるときは、休日の翌日とする。））に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、変更することができる。

- 2 第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定は、例月現金出納検査について準用する。この場合において、同条第 2 項中「監査の実施」とあるのは「検査の実施」と、同条第 3 項中「対面監査」とあるのは「対面検査」と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、関係法令等に照らし、特殊又は異例な取扱いその他特に必要があると認められるものを除き、会計管理者以外の関係所属長からの説明聴取を省略することができる。

(決算審査等)

第 5 条 監査基準第 3 条第 1 項第 10 号に規定する決算審査、同項第 11 号に規定する基金の運用状況審査及び同項第 12 号に規定する資金不足比率審査の実施に当たっては、管理者に対して事前に資料の提出を求めるとともに、その審査の開始日の 15 日前までに通知するものとする。

- 2 第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定は、決算審査、基金運用状況審査及び資金不足比率審査について準用する。この場合において、同条第 2 項中「監査の実施」とあるのは「審査の実施」と、同条第 3 項中「対面監査」とあるのは「対面審査」と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、関係法令等と照合し、特殊又は異例な取扱い、その他特に必要があると認められるものを除き、関係所属長からの説明聴取を省略することができる。

- 4 監査基準第 19 条第 6 項に規定する意見は、前 2 項の結果を踏まえて整理するものとする。

- 5 前項に規定する意見は、当該決算又は当該基金に関する運用の状況を示す書類が審査に付された日から 80 日以内に管理者に提出するものとする。

(指定された金融機関の監査)

第6条 監査基準第3条第1項第7号に規定する公金の収納又は支払事務に関する監査を行うときは、あらかじめその旨を管理者及び当該指定金融機関に通知するものとする。

(講評)

第7条 監査基準第18条に規定する講評は、監査の結果の報告、意見又は勧告について行うものとし、期限を定めて講評に対する弁明又は見解(第2号様式)の提出を求めるとともにその弁明又は見解の内容を聴取するものとする。

2 議会及び管理者へ提出する報告、意見又は勧告は、提出された弁明又は見解を考慮し内容を決定(特に必要と認める場合の次条第3号の省略を含む。)するものとする。

(監査の指摘区分)

第8条 監査基準第19条第2項に規定する監査の結果に関する報告に当たって、是正又は改善若しくは留意等を求める事項があると認める場合の指摘区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 指摘事項 次のいずれかに該当するもの。

ア 法令、条例及び規則等の違反が重大なもの。

イ 故意又は重大な過失によるもの。

ウ 収入確保で法令等に適合しないもの。

エ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じたもの。

オ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの。

カ 誤謬等の事項で内容が重大なもの。

キ 前回指摘事項又は指導事項とされたもので、是正又は改善がされていないもの。

ク 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項と認められたもの。

(2) 指導事項 次のいずれかに該当するもの。

ア 指摘事項には至らないが、改善を要するもの。

イ 経済性、効率性又は有効性の観点から、改善が必要と認められるもの。

ウ その他特に指導を必要と認められるもの。

(3) 所見 前2号には該当しないものの、事務事業の遂行に当たって特に所見を述べる必要があると認められるもの。

(意見)

第9条 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、組合の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて、議会及び管理者に監査基準第19条第3項に規定する意見を提出するものとする。

(勧告)

第 10 条 監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、議会及び管理者に監査基準第 19 条第 4 項に規定する勧告をするものとする。

2 前項の勧告については、措置を講ずる期限を設けることができる。

(措置状況の通知)

第 11 条 監査委員は、議会及び管理者が指摘事項、指導事項若しくは所見（所見については改善事項等を含むものに限る。以下、同じ。）又は勧告について次の各号のいずれかの措置を講じたときは、議会及び管理者に監査の結果に関する報告等に対する措置状況等の通知（第 3 号様式）の提出を求めるものとする。

(措置状況の進行管理)

第 12 条 監査委員は、当該年度における監査の実施分を除き、議会及び管理者から前条に規定する監査の結果に関する報告等に対する措置状況等の通知又は未措置である場合の検討状況の通知の提出のない場合は、毎年度 1 回（原則 10 月）、その通知の提出を求めるものとする。ただし、定期監査実施該当所属については、対面監査時に併せて照会を行い、通知の提出を求めることができる。

2 監査の結果に関する報告について、公表の翌年度から 3 年が経過したにもかかわらず、議会及び管理者において措置が完了しないものについての取扱いは、監査委員の合議により決定する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 11 条及び第 12 条の規定並びに第 3 号様式については、令和 2 年度以降に行われる監査についての結果に関する報告等に対する措置状況等の通知等から適用し、令和元年度以前に行われた監査についての結果に関する報告に対する措置状況等の通知

等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年７月１日から施行する。